

西宮市汚染土壌処理業の許可申請に伴う汚染土壌処理施設の設置等に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第22条第1項又は第23条第1項の汚染土壌処理業の許可又は変更の許可申請に伴う汚染土壌処理施設の設置等に関する指導等について必要な事項を定めることにより、汚染土壌の適正な処理、汚染土壌処理施設の設置場所及びその周辺の地域の健全な生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、法で定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「汚染土壌処理施設」 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋め立て処理施設、分別等処理施設をいう。
- (2) 「処理施設等」 汚染土壌処理施設及び当該施設に付帯する設備をいう。
- (3) 「事業者」 法第22条第1項又は法第23条第1項の許可を受けようとする者をいう。
- (4) 「設置基準」 別表1で定める基準をいう。
- (5) 「関係各課」 法に基づき許可を受けようとする汚染土壌処理業及び汚染土壌処理施設の設置等に伴い関連する兵庫県及び西宮市の関係各課をいう。
- (6) 「関係住民」 法に基づき許可を受けようとする汚染土壌処理業及び汚染土壌処理施設等により、生活環境に著しい影響を受けるおそれがあると認められる地域内の住民等をいう。

(事前協議)

第3条 事業者は、法第22条第2項の申請書の提出又は法第23条第1項の変更の許可の申請をするときは、あらかじめ西宮市長（以下「市長」という。）と事前協議を行うものとする。

(事業計画書の提出)

第4条 前条の事前協議を行う者は、次に掲げる事項を記載した事業計画書（様式第1号）（以下「事業計画書」という。）を市長に提出するものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 汚染土壌処理施設の設置（変更）の目的又は設置（変更）を必要とする理由
- (3) 汚染土壌処理施設の種類
- (4) 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- (5) 汚染土壌処理施設の設置場所
- (6) 汚染土壌処理施設の処理能力
- (7) 汚染土壌処理施設の処理方式、構造及び設備の概要

- (8) 設置場所周辺の生活環境の保全のための措置及びその結果期待される効果
- (9) 事業の実施につき必要な他の法令の許可等の種類および手続き状況
- (10) 環境影響調査に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は事業計画書を受領したのち、速やかに関係各課に対して意見照会し、その結果を事業者へ通知するものとする。

3 事業者は、第13条に規定する事前協議終了通知書を受領後、法第22条第1項又は法第23条第1項の許可の申請及び当該許可に係る処理施設等の工事に着手するものとする。

(周知計画書の提出)

第5条 事業計画書を提出した事業者は、第4条第2項による市長からの通知を受けたのち、関係住民に対する事業計画についての説明会（以下「説明会」という。）の開催等を実施し、別表2に掲げる基準にしたがって周知を図るものとする。

2 事業者は、前項の規定により事業計画について関係住民へ周知しようとするときは、次の事項を記載した周知計画書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

- (1) 広告及び縦覧に関する事項
- (2) 説明会に関する事項
 - (ア) 説明会の開催日時及び場所
 - (イ) 対象地域の範囲
 - (ウ) 開催の周知方法
 - (エ) 配布する書類及び図面
- (3) 説明会以外の周知方法に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(広告)

第6条 事業者は、前条第2項の規定による周知計画書の提出を行った後、速やかに、別表3に定めるところにより、事業計画書を作成した旨を広告し、当該事業計画書の写しを当該広告の日から起算して30日間関係住民の縦覧に供さなければならない。

(関係住民の意見書の提出等)

第7条 関係住民は、事業計画について、地域における健全な生活環境の保全の見地から意見を有する場合は、第5条の規定による広告のあった日の翌日から起算して、45日を経過する日（同上の規定による縦覧期間満了の日までに周知計画に基づく説明会が終了しない場合にあっては、当該説明会が終了した日の翌日から起算して2週間を経過する日）までに、当該意見を記載した書面（以下、「意見書」という。）を市長及び事業者へ提出することができる。

- 2 意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
 - (2) 地域における健全な生活環境の保全の見地からの意見
- 3 事業者は、前項の規定による関係住民の意見書のうち、合理性のあるものについては、当該事業計画に反映させるよう努めるものとする。

(周知の実施報告)

第8条 事業者は、第5条第1項の規定により関係住民に対し事業計画について周知を図ったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した周知報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 説明会の開催日時
 - (2) 説明会の開催場所
 - (3) 説明会の対象地域
 - (4) 説明会に参加した者の氏名及び住所
 - (5) 説明会の経過及び概要
 - (6) 意見を聴取した期間
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - (1) 説明会で配布した書類及び図面
 - (2) 説明会における関係住民からの意見及び意見に対する見解を記載した書類
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

(事業者への指導又は助言)

第9条 市長は、第3条から前条まで及び第10条による事前協議の審査等の過程において、事業計画が地域における健全な生活環境の保全に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるとき又は第7条第1項の規定による意見書が提出され合理性があると認められるときは、事業者に対し、事業計画書又は提出された関係書類の変更その他講ずべき措置等について必要な指導又は助言を行うことができる。

(事業計画又は周知計画の変更等)

第10条 事業計画書又は周知計画書を提出した事業者は、事業計画又は周知計画を変更しようとするときは、事業計画変更届(様式第4号)又は周知計画変更届(様式第5号)を市長に届け出なければならない。

- 2 第4条第1項、第5条第2項、第6条、第7条第1項及び第8条から前条までの規定は事業計画の変更(軽微な変更その他別表4第1項で定める変更を除く。)について、第5条第2項、第6条、第7条第1項及び第8条の規定は周知計画の変更(軽微な変更その他別表4第2項で定める変更を

除く。)について準用する。

(事前手続の省略)

第11条 第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該事業計画書について、第5条第1項に規定する周知を実施する前に、他法令等に基づく同等の周知が行われたことが文書等で明らかの場合その他市長が適当と認めた場合には、当該事前手続の一部を省略することができる。

(事業計画の廃止)

第12条 事業計画書を提出した事業者は、事業計画を廃止しようとするときは、次の事項を記載した事業計画廃止届(様式第6号)を市長に提出するものとする。

- (1) 廃止しようとする事業計画の概要
- (2) 廃止の理由
- (3) 事業計画について周知を図った関係地域
- (4) 事業計画廃止に係る関係住民への広告方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 事業計画書及び周知計画書を提出し第5条第1項の規定により関係住民へ周知を図った事業者が前項の規定による事業計画廃止届を提出したときは、速やかに、事業計画を廃止した旨を関係住民に広告しなければならない。

(事前協議の終了)

第13条 市長は、次の各号の全てに該当すると認めるときは、事前協議を終了し、事前協議終了通知書を事業者に送付するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が設置基準に適合していること。
- (2) 第5条第1項による周知が適切に行われたこと。
- (3) 第9条による指導に対し、所要の措置がなされたこと。

(事業計画等の見直し)

第14条 市長は、第9条による指導を行った日から1年を経過してもなお当該指導に対する所要の措置がなされないとき又は事業計画が実現困難な状況にあると認めるときは、事業者に対して事業計画等の見直しを求めることができる。

(事前協議の有効期限)

第15条 事業者が、第12条第1項に規定する事業計画廃止届を提出したとき又は第13条に規定する事前協議終了通知書の通知を受けてから1年を経過する日までに法第22条第1項又は法第23条第1項の許可の申請をしないときは、事前協議はなかったものとみなす。ただし、事業者の

責めに帰することができない特別の事情があると市長が認めたときは、この限りではない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成30年10月10日から施行する。

別表1（第2条第3号関係）

設置基準

- 1 法に定める基準に適合すること。
- 2 汚染土壌処理施設が次の基準に適合すること。
 - (1) 浄化処理施設及びセメント等原料化施設については、処理の方法が科学的かつ合理的な原理を有し、分解量、土壌への残留量、排水及び排ガス等への移行量など、有害物質の流れが合理的に説明できるものであること。
 - (2) 処理の対象とする特定有害物質の特性を十分考慮して施設が構成され、かつ施設における処理の過程が合理的なものであること。
 - (3) 希釈等により、土壌中の特定有害物質の含有量及び溶出量を低減するものでないこと。
 - (4) 保管施設及び埋立処理施設の擁壁について、自重、土圧その他の荷重及び地震力に対して構造耐力上安全であること。
 - (5) 加熱により浄化を行う施設にあっては、浄化処理及び排ガス処理を行う上で重要な箇所に、温度を連続的に測定し、かつ、記録する設備が設けられていること。
 - (6) 埋立処理施設にあっては、埋立地からの保有水等の浸出による公共の水域及び地下水の汚染のおそれがないよう、保有水等を有効に集め速やかに排除できる集排水設備を設置すること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、この限りではない。
 - (7) 次の内容を含む管理規程を定めること。
 - ア 日ごとの土壌処理量を記録し、一定期間保管すること。
 - イ 浄化処理した土壌の特定有害物質の検査結果を記録し、一定期間保管すること。
 - ウ 搬出入物の種類及び搬出入量について、その日毎の量及び搬出入先を記録し、一定期間保管すること。
 - エ 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。
 - オ 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置を記録し、一定期間保存すること。
 - カ 埋立処理施設については、残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。
- 3 処理施設等を設置する場合は、当該事業に係る搬出入庫車両により近隣住民の安全及び利便を阻害することのないよう、搬出入の計画に見合った十分な幅員等を有する搬入道路が確保できる場所とすること。
- 4 処理施設等は、敷地内に定置して使用すること。
- 5 管理棟を設置すること。
- 6 次の措置を講じること。
 - (1) 出入りする汚染土壌の運搬車両を適切に洗浄等するための措置
 - (2) 処理場内にみだりに人が立ち入らぬようにするための措置
- 7 公害関係及び土地の使用権原に関する他法令について、許可の見込みがあること。

別表 2 (第 5 条第 1 項関係)

周知の基準

周知範囲 及び 周知対象	<p>1 周知範囲</p> <p>次のいずれかに該当する土地の全てを含む範囲とする。</p> <p>(1) 汚染土壌処理施設に係る敷地の境界から 100 メートルの範囲内の土地及び当該土地を含む自治会の区域内の土地</p> <p>(2) 上記のほか、影響が想定されるものとして事業者が定めた範囲内の土地</p> <p>2 周知対象</p> <p>上記周知範囲内の土地の権原を有する者(工場又は事業場等を有する者を含む。)</p>
周知方法	説明会の開催及び第 6 条に規定する広告、縦覧によるものとする。
周知内容	<p>1 汚染土壌の処理に関する計画の概要</p> <p>2 汚染土壌の処理方法の概要</p> <p>3 搬出入に関する計画の概要</p> <p>4 環境保全対策の概要</p>

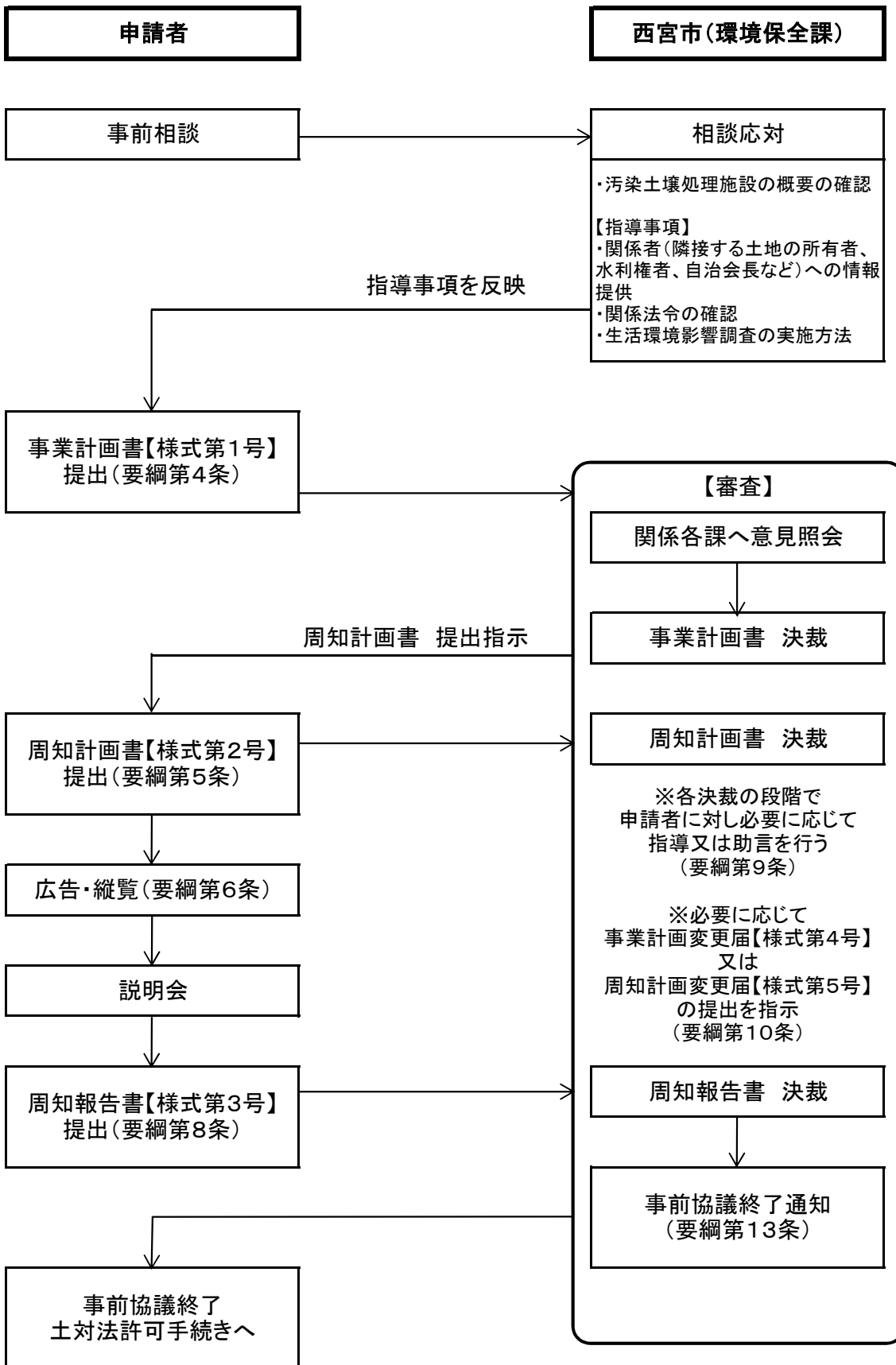
別表 3 (第 6 条関係)

- 1 第 6 条 (第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による広告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
 - (2) 事業計画書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 - (3) 説明会を開催する場合にあっては、その場所及び日時
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項に規定する広告は、関係住民への印刷物の配布、関係住民が居住する地域 (以下「関係地域」という。) の公共の場所の掲示板への掲示、日刊新聞紙への掲載その他の市長が適当と認める方法により行わなければならない。
- 3 第 5 条に規定する縦覧 (以下「縦覧」という。) は、関係地域において行わなければならない。ただし、関係地域内に適当な縦覧場所がない場所にあつては、関係地域の周辺地域において縦覧を行うことができる。
- 4 縦覧場所には、縦覧簿を備え付けなければならない。
- 5 縦覧に供された事業計画書を縦覧する者は、前項に規定する縦覧簿に氏名、住所その他必要な事項を記載しなければならない。
- 6 縦覧する時間は、月曜日から金曜までにあつては、9 時 30 分から 16 時 30 分まで、土曜日にあつては 9 時 30 分から 12 時までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、これを変更することができる。
- 7 前項の規定によらず、次の各号のいずれに該当する日は縦覧しないものとする。
 - (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日
 - (3) 1 月 2 日及び 3 日並びに 12 月 29 日から同月 31 日までの日

別表4（第10条第2項関係）

- 1 第10条第2項に規定する事業計画の変更に係る別表で定める変更は、次のとおりとする。
 - (1) 主要な設備の変更を伴わず、かつ、処理能力の10パーセント以上の変更を伴わない変更
 - (2) 公害防止設備の改善その他生活環境の保全の見地から支障が無いと認められる変更
- 2 第10条第2項に規定する周知計画の変更に係る別表で定める変更は、次のとおりとする。
 - (1) 説明会に配布する書類又は図面の変更
 - (2) 周知が更に図られると認められる変更

西宮市汚染土壌処理業許可に関する指導要綱 事前協議 フロー図



様式第1号（第4条関係）

事業計画書（新規・変更）

年 月 日

西宮市長様

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
住所

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
氏名

.....印
電話（.....）.....

西宮市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱第4条の規定に基づき、事業計画書（新規・変更）を提出します。

事業場の名称	
汚染土壌処理施設の設置（変更）の目的	
汚染土壌処理施設の設置（変更）を必要とする理由	
汚染土壌処理施設の種類	<input type="checkbox"/> 浄化等処理施設（ <input type="checkbox"/> 浄化・ <input type="checkbox"/> 溶融・ <input type="checkbox"/> 不溶化） <input type="checkbox"/> セメント製造施設 <input type="checkbox"/> 埋め立て処理施設 <input type="checkbox"/> 分別等処理施設
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	
汚染土壌処理施設の（計画予定・設置）場所	
汚染土壌処理施設の処理能力	
汚染土壌処理施設の処理方式、構造及び設備の概要	

生活環境保全のための措置及び その結果期待される効果	
事業を実施するにつき必要な他 の法令の許可等の種類および手 続き状況	
環境影響調査に関する事項	
その他の記載事項	

様式第2号（第5条関係）

周知計画書

年 月 日

西宮市長様

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
住 所

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
氏名

.....印
電話 (.....) -

西宮市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱第5条の規定に基づき、周知計画書を提出します。

事業場の名称		
施設の種類		<input type="checkbox"/> 浄化等処理施設（ <input type="checkbox"/> 浄化・ <input type="checkbox"/> 溶融・ <input type="checkbox"/> 不溶化） <input type="checkbox"/> セメント製造施設 <input type="checkbox"/> 埋め立て処理施設 <input type="checkbox"/> 分別等処理施設
広告及び縦覧に関する事項	広告する地域	
	広告の方法及び広告開始日	
	縦覧場所	
	縦覧期間及び縦覧時間	
説明会に関する事項	開催日時	
	開催場所	
	対象地域	
	開催の周知方法	
配布する書類及び図面		
説明会以外の周知方法		
その他の記載事項		

周知報告書

年 月 日

西宮市長様

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
住 所

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
氏名

電話 () -

印

西宮市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱第8条の規定に基づき、周知報告書を提出します。

事業場の名称		
施設の種類		<input type="checkbox"/> 浄化等処理施設（ <input type="checkbox"/> 浄化・ <input type="checkbox"/> 溶融・ <input type="checkbox"/> 不溶化） <input type="checkbox"/> セメント製造施設 <input type="checkbox"/> 埋め立て処理施設 <input type="checkbox"/> 分別等処理施設
説明会 に関する 事項	開催日時	
	開催場所	
	対象地域	
	参加した者の 氏名及び住所	
	経過及び概要	
配布した書類及び図面		
関係住民からの意見及び 意見に対する見解を記載した 書類		
意見を聴取した期間		
その他の記載事項		

様式第4号（第10条関係）

事業計画変更届

年 月 日

西宮市長様

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
住 所

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
氏名

.....印

電話 (.....) -

西宮市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱第10条の規定に基づき、事業計画変更届を提出します。

事業場の名称		
	新	旧
変更した事項の内容		

様式第5号（第10条関係）

周知計画変更届

年 月 日

西宮市長様

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
住 所

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
氏名

.....印

電話 (.....) -

西宮市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱第10条の規定に基づき、周知計画変更届を提出します。

事業場の名称		
	新	旧
変更した事項の内容		

様式第6号（第12条関係）

事業計画廃止届

年 月 日

西宮市長様

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
住 所

.....

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
氏名

.....印

電話 (.....) -

西宮市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱第12条の規定に基づき、事業計画廃止届を提出します。

事業場の名称	
廃止しようとする 事業計画の概要	
廃止の理由	
事業計画について周知を図った 関係地域	
事業計画廃止に係る関係住民へ の広告方法	
その他記載事項	

(別紙1)

1-1 汚染土壌処理施設の設置(変更)の目的

--

1-2 汚染土壌処理施設の設置(変更)を必要とする理由

--

2-1 汚染土壌処理施設の種類

処理施設の種類 (メーカー名)	(型式)
--------------------	-------

2-2 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

処理対象とする 特定有害物の種類	取扱予定量 ($\text{m}^3 \cdot \text{t} / \text{月間最大量}$)	特定有害物質による汚染状態 (mg/L)
	($\text{m}^3 \cdot \text{t} / \text{月}$)	
	($\text{m}^3 \cdot \text{t} / \text{月}$)	
	($\text{m}^3 \cdot \text{t} / \text{月}$)	
	($\text{m}^3 \cdot \text{t} / \text{月}$)	
	($\text{m}^3 \cdot \text{t} / \text{月}$)	

(注) 種類が多い場合は別紙を作成のこと

(別紙2)

3 汚染土壌処理施設の設置場所等 (すべての地番について個別に記載すること。)

(1) 所在地	
(2) 土地所有者 (住所・氏名・電話)	
(3) 自己所有でない場合	使用承諾の予定・賃貸借の予定・購入の予定 その他()
(4) 敷地面積	
(5) 地目	
(6) 都市計画法上の指定 区分	
(7) 周囲の状況 設置場所の現況 付近の土地利用状況 付近住宅との関係 搬入路の状況等	

(注) 筆数が多い場合は、(1) から (6) については別紙を作成のこと

(別紙3)

4 処理施設の能力

(1) 処理能力	t・m ³ /日 (t・m ³ /時)	(2) 稼動時間	時～ 時 時間/日	日/月
----------	--	----------	--------------	-----

5 処理施設の構造及び設備の概要(1)

(1) 処理方式(方法)					
具体的に記載のこと					
(2) 構造及び設備の概要	処理施設	種類 () 別添図面のとおり			
	洗車施設の有無				
	放流先	側溝、河川等名称		水量及び水質	
		利水状況	農業用水・上水道用水・工業用水・他 ()		
	排水処理	処理原水の水質及び水量	処理方法		
		処理能力		放流先への影響	
		処理後の水質及び水量			
	処理済み土壌	性状、量 利用方法等 利用先の名称 所在地			
		処理残渣物の性状、処分方法等			
	保管施設		処理前の汚染土壌用		処理済み土壌用
保管方法					
設備等		上屋(有一)・無 路床 囲い		上屋(有一)・無 路床 囲い	
保管面積					
保管能力(容量)					

(別紙4)

5 処理施設の構造及び設備の概要(2)

維持管理の概要	搬入物のチェック及び搬入量の把握方法等				
	営業日及び営業時間				
	従業員の配置体制	処理責任者(職氏名)		処理施設の管理者(代表者氏名)	
		技術管理者(職氏名) [法に定めた場合に限る]			
(3) 設置工事着手 予定年月日			(4) 工事期間		
(5) 設計者 (社名、電話)			(6) 予定施工者 (社名、電話)		

(別紙5)

6 生活環境保全のための措置及びその結果期待される効果

(1) 処理施設

区 分	生活環境保全のための措置状況	期待される効果
ばい煙関係		
排水関係		
粉じん関係		
騒音・振動関係		
悪臭・害虫 発生関係		
飛散・流出・ 地下浸透関係		
その他 (火災防止等)		

(2) 保管施設（汚染土壌・処理済み土壌について）

区 分	措置状況	期待される効果
排水関係	(処理前)	
	(処理後)	
粉じん関係	(処理前)	
	(処理後)	
騒音・振動関係	(処理前)	
	(処理後)	
悪臭・害虫 発生関係	(処理前)	
	(処理後)	
飛散・流出・ 地下浸透関係	(処理前)	
	(処理後)	
その他	(処理前)	
	(処理後)	

(別紙6)

7 事業を実施するにつき必要な他の法令等の許可等の種類および手続き状況

(1) 水質汚濁防止法 瀬戸内法		(13) 宅造法	
(2) 大気汚染防止法		(14) 消防法	
(3) 騒音規制法		(15) 国土利用計画法	
(4) 振動規制法		(16) 自然公園法	
(5) 悪臭防止法		(17) 地すべり等 防止法	
(6) 国有財産法 (里道水路等)		(18) 文化財保護法	
(7) 都市計画法		(19) 廃掃法	
(8) 建築基準法		(20) 県・市環境 保全条例	
(9) 農地法 農振法			
(10) 森林法			
(11) 河川法			
(12) 砂防法			

(注1) 関係機関に充分協議して確かめるとともに、その関係機関名を記入すること。

(注2) 上記以外の法令等についても調査し、該当する法令を空欄に記入すること。

(別紙 7)

8 環境影響調査に関する事項

1 環境影響調査を行う項目	
2 環境影響調査を行わない項目及びその理由	

(別紙 8)

9 その他必要事項

(1) 誓約事項

私及び私の使用人（法人にあつては、当法人及び当法人の全役員並びに当法人の使用人）は、
土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第3項第2号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びト
のいずれにも該当しないことをここに誓約します。

（住 所）

（氏 名）

印

(2) 汚染土壌処理業許可取得状況

ア 既取得許可

イ 取得予定許可

(3) 事業を計画する地域に係る自治会、水利権、その他権利関係の状況及びその他参考となる事項

- | |
|--|
| <p>(1) 設置場所の属する自治会</p> <p>(2) 隣接土地所有者の概要</p> <p>(3) （汚水排出の場合）直下流の水利権者</p> <p>(4) 地元意向の打診の状況</p> <p>(5) その他参考事項</p> |
|--|

(注) 状況等を記入した地図を添付のこと

事業計画書添付書類

項 目	注 意 事 項	図面番号（添付なしの場合は、その理由を記載すること。）
(1) 位置図	1 / 25,000程度（施工地を赤色で明示）	
(2) 字限図	里道（赤色）・水路（青色）を記入のこと	
(3) 周囲見取図及び写真	住宅地図程度・放流先を含む（施工地を赤枠、放流水路を水色、搬入路を黄色で明示）	
(4) 事業の用に供する土地に係る土地登記簿謄本	発行日から起算して3か月以内のもの	
(5) 法人登記簿謄本	発行日から起算して3か月以内のもの	
(6) 事業所内配置図	集水経路を含む	
(7) 施設の構造を明らかにする図面	立面図、平面図、必要に応じて断面図	
(8) 汚染土壌処理施設関係		
① 処理工程詳細図及び施設の仕様書	性能を証する書類（実験成績表等） 排水・排煙等の公害防止に関するデータ	
② 処理の能力計算表	計算方法・根拠を明確にすること	
③ 保管施設の図面	立面図、平面図、必要に応じて断面図	
④ 保管施設の容量計算	計算方法・根拠を明確にすること	